上越市緊急通報装置等貸与事業実施要綱

（目的）

第１条　この事業は、常時安否の確認を要する高齢者等に緊急通報装置等を貸与することにより、高齢者の不安の解消と緊急時における適切な対応を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。

（貸与対象者）

第２条　事業の対象者（以下「貸与対象者」という。）は、在宅で、固定電話回線を利用することができるおおむね６５歳以上の高齢者等で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

⑴　市町村民税所得割が非課税の世帯に属する人

⑵　急病、災害等の緊急時に適切な対応をすることが困難と認められる人

（貸与機器）

第３条　事業により貸与する機器は、次の各号に掲げる貸与対象者の区分に応じ、当該各号に定める機器とする。

⑴　固定電話機を有する人　緊急通報装置

⑵　固定電話機を有しない人　緊急通報装置及び固定電話機

（申請の手続）

第４条　前条各号に掲げる機器（以下「緊急通報装置等」という。）の貸与を受けようとする人（以下「申請者」という。）は、あらかじめ民生委員、地域包括支援センター又は居宅介護支援事業者を経由して緊急通報装置等貸与申請書（第１号様式）又は市長が別に定める高齢者在宅福祉支援事業利用申請書を市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、速やかにこれを審査し、貸与の可否を決定したときは、緊急通報装置等貸与　決定　通知書（第２号様式）又は市長が別に定める高齢者在宅福祉支援事業利用　却下　決　定　通知書により申請者に通知するものとする。

３　前項の規定により緊急通報装置等の貸与の決定を受けた人（以下「借受者」という。）は、緊急通報装置等の貸与を受けたときは、速やかに借受書（第３号様式）を市長に提出しなければならない。

（貸与期間）

第５条　緊急通報装置等の貸与期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

⑴　緊急通報装置　緊急通報装置の貸与の日から借受者（借受者が属する世帯に貸与対象

者に該当する人が複数いる場合にあっては、全ての当該貸与対象者に該当する人）が社会福祉施設への入所その他の理由により緊急通報装置を必要としなくなる日まで

⑵　固定電話機　固定電話機の貸与の日から３年以内。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを超える期間とすることができる。

（利用料）

第６条　緊急通報装置等の利用は、無料とする。

（借受者の留意事項）

第７条　借受者は、善良な管理者の注意義務をもって、貸与された緊急通報装置等を維持管理するものとし、その目的に反して使用、譲渡、交換、若しくは貸付けをし、又は担保に供してはならない。

（届出）

第８条　借受者又はその扶養義務者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに、緊急通報装置等貸与［変更／廃止］届（第４号様式）により市長に届け出なければならない。

⑴　借受者の氏名又は住所に変更があったとき。

⑵　借受者を変更しようとするとき。

⑶　借受者が貸与対象者でなくなったとき。

（貸与の取消し）

第９条　市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該貸与の決定を取り消すものとし、緊急通報装置等貸与取消通知書（第５号様式）により、借受者に通知するものとする。

⑴　貸与期間が満了したとき。

⑵　この要綱の規定に違反したとき。

（登録台帳）

第１０条　市長は、借受者（第８条の規定により借受者の変更の届出があった場合にあっては、当該変更後の借受者）について、緊急通報装置等貸与登録台帳を作成するものとする。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成元年６月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成１２年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成１６年７月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成１７年１月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成１９年４月２０日から実施する。

附　則

（実施期日）

１　この要綱は、平成２１年４月１日から実施する。

（経過措置）

２　この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市緊急通報装置貸与事業実施要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市緊急通報装置貸与事業実施要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附　則

（実施期日）

１　この要綱は、平成２１年７月１日から実施する。

（経過措置）

２　この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市緊急通報装置貸与事業実施要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市緊急通報装置等貸与事業実施要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附　則

（実施期日）

１　この要綱は、平成２３年８月３１日から実施する。

（経過措置）

２　この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市緊急通報装置等貸与事業実施要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市緊急通報装置等貸与事業実施要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附　則

（実施期日）

１　この要綱は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から実施する。

⑴　次号に掲げる改正規定以外の改正規定並びに次項及び附則第３項の規定　平成２４年４月１日

⑵　第２条の改正規定、第１号様式の改正規定及び附則第４項から附則第６項までの規定　平成２４年７月１日

（経過措置）

２　改正後の上越市緊急通報装置等貸与事業実施要綱（以下「改正後要綱」という。）の規定（第２条の規定を除く。）は、前項第１号に定める日以後に申請のある緊急通報装置等の貸与について適用し、同日前に申請のあった緊急通報装置等の貸与については、なお従前の例による。

３　この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市緊急通報装置等貸与事業実施要綱（以下「改正前要綱」という。）に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

４　改正後の第２条の規定は、附則第１項第２号に定める日以後に申請のある緊急通報装置等の貸与について適用し、同日前に申請のあった緊急通報装置等の貸与については、なお従前の例による。

５　この要綱の実施の際現に改正前要綱第４条第２項の規定により貸与の決定を受けている緊急通報装置等については、改正後要綱第４条第２項の規定により貸与の決定を受けたものとみなす。

６　この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している第１号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第１号様式に相当する様式として使用することができる。

附　則

この要綱は、平成２６年３月１日から実施する。

第１号様式（第４条関係）

緊急通報装置等貸与申請書

年　　月　　日

（宛先）上越市長

申請者　住 所

氏 名

（対象者との続柄　　）

（電話番号　　―　　）

次のとおり緊急通報装置等の貸与を申請します。

対象者	フリガナ 氏　名		住 所	〒　　－ 上越市		
	電話番号		生年月日	年　　月　　日		
家族状況	氏　名	続柄	生年月日	健康状態	所得税課税	備考
					有・無	
					有・無	
					有・無	
緊急連絡先	フリガナ 氏　名	住　所		電話番号		対象者との関係
	①					
	②					
	③					
貸与を希望する業者名						
固定電話機の貸与の希望	□ 希 望 す る　　□ 希望しない					

（課税台帳閲覧承諾欄）

緊急通報装置等の貸与の可否の審査のため、　　課の職員が私の世帯全員の市民税の課税台帳を閲覧することを承諾します。

年　　月　　日　　氏 名　　㊞

備考　裏面及び調査員意見欄も必ずご記入ください。

緊急通報装置等貸与調査票

<table>
<tr><td>区　　分</td><td colspan="5">内　　容</td></tr>
<tr><td>世帯類型</td><td colspan="5">１ 単 身　　２単身に準ずる　　３老人世帯　　４その他</td></tr>
<tr><td rowspan="4">健康状態</td><td colspan="5">１ 健 康　　２ 弱い・病弱　　３寝たきり　　４入院中</td></tr>
<tr><td colspan="5">障害の有無　１　有　　２　無
障害の内容</td></tr>
<tr><td colspan="5">治療中の主な病気</td></tr>
<tr><td colspan="5">その他身体の状態について心配な点（発症のおそれがある病気等）</td></tr>
<tr><td>日常生活</td><td colspan="5">１　普通にできる　　２　やや不自由　　３　要介護</td></tr>
<tr><td rowspan="4">扶養義務者の状況</td><td>フリガナ
氏　　名</td><td>続柄</td><td>住 所</td><td>電話番号</td><td>対象者との交流状況</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>〒　－</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>〒　－</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>〒　－</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="6">調査員意見（申請理由等、本人の状況をできるだけ詳しく必ず記載してください。）</td></tr>
<tr><td colspan="3">調査員職</td><td colspan="3">氏名・名称</td></tr>
<tr><td colspan="3">□民生委員　　(No　　－　　)
□地域包括支援センター
□居宅介護支援事業所
□その他</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

第２号様式（第４条関係）

決定
緊急通報装置等貸与　　通知書
却下

第　　号

年　　月　　日

様

上越市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった緊急通報装置等の貸与について、次のとおり　決　定　したので通知します。
理由により申請を却下

承認	対象者氏名		対象者生年月日	年　　月　　日
	対象者住所			
	対象者電話番号			
	貸与機器	緊急通報装置　　基	固定電話機　　台	
	決定業者名			
却下	理由			

第３号様式（第４条関係）

借　受　書

（宛先）上越市長

借 受 者 住 所			
借 受 者 氏 名			㊞
借　受　機　器	緊急通報装置　　基	固定電話機	台
設　　置　　日	年　　月　　日	緊急通報装置等設置業者名	

上越市から緊急通報装置等の貸与を受けるに当たり、上越市緊急通報装置等貸与事業実施要綱及び市の指示事項はもとより、特に次の事項を遵守し、後日のため本書を提出します。

記

１　私は、借受機器の取扱説明書に従い、善良な管理者の注意をもって、貸与された緊急通報装置等を維持管理するとともに、その目的に反して使用、譲渡、交換、若しくは貸付けをし、又は担保に供することはいたしません。

２　私の責めに帰すべき理由により、貸与を受けた緊急通報装置等の一部又は全部を破損し、又は滅失したときは、直ちに市に申し出て賠償いたします。

３　緊急通報装置等を必要としなくなったときは、速やかに市に申し出て返還いたします。

４　以上の記載事項のほか、疑義が生じたときは、その都度、市に申し出てその指示を受けます。

第４号様式（第８条関係）

変更
緊急通報装置等貸与　　届
廃止

年　　月　　日

（宛先）上越市長

届 出 者
住　　所
氏　　名
電話番号
（借受者との続柄　　）

変更
次のとおり緊急通報装置等の貸与を　　したいので、届け出ます。
廃止

借受者	フリガナ 氏　名		住 所	〒　　－
	電話番号		生年月日	年　　月　　日
	借受機器	緊急通報装置　　基		固定電話機　　台
理　　由				

第５号様式（第９条関係）

緊急通報装置等貸与取消通知書

第　　号

年　　月　　日

様

上越市長　　㊞

年　　月　　日付け　　第　　号で決定した緊急通報装置等の貸与について、次のとおり取り消したので通知します。

対象者氏名		対象者生年月日	年　月　日
対象者住所			
貸与機器	緊急通報装置　　基	固定電話機	台
取消日	年　月　日		
取消理由			